

火山防災協議会等連絡会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、北海道地域防災計画の規定に基づき設置する火山防災協議会等連絡会（以下「連絡会」という。）の組織、所掌事務及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火山防災対策の情報交換に関すること
- (2) 火山防災に対する研修等に関すること
- (3) 火山防災対策の検討に関すること
- (4) その他連絡会が必要と認める事項

(連絡会)

第3条 連絡会は、別表に掲げる機関等で構成する。なお、有識者については、会長が必要に応じて指定するものとする。

- 2 連絡会に会長を置く。
- 3 会長は、北海道総務部危機対策局長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会は、会長が必要と認めたときに招集し、その議事を進行する。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会の事務は、北海道総務部危機対策局危機対策課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 6月16日から施行する。

この要綱は、平成28年 1月27日から施行する。

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

この要綱は、令和 2年 6月29日から施行する。

【国】

気象庁 札幌管区気象台
 国土交通省 北海道開発局
 国土交通省 国土地理院北海道地方測量部
 陸上自衛隊 北部方面総監部

【北海道】

総務部 (危機対策局危機対策課 (事務局))
 建設部 (土木局河川砂防課)
 石狩振興局 (地域創生部地域政策課)
 胆振総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 渡島総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 上川総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 オホーツク総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 十勝総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 釧路総合振興局 (地域創生部地域政策課)
 北海道警察本部

【火山防災協議会等の構成市町村】

森町 (北海道駒ヶ岳火山防災協議会)
 鹿部町 (北海道駒ヶ岳火山防災協議会)
 七飯町 (北海道駒ヶ岳火山防災協議会)
 伊達市 (有珠山火山防災協議会)
 洞爺湖町 (有珠山火山防災協議会)
 壮瞥町 (有珠山火山防災協議会)
 豊浦町 (有珠山火山防災協議会)
 上富良野町 (十勝岳火山防災協議会)
 美瑛町 (十勝岳火山防災協議会・大雪山火山防災協議会)
 富良野市 (十勝岳火山防災協議会)
 中富良野町 (十勝岳火山防災協議会)
 南富良野町 (十勝岳火山防災協議会)
 新得町 (十勝岳火山防災協議会)
 苫小牧市 (樽前山火山防災協議会)
 千歳市 (樽前山火山防災協議会)
 恵庭市 (樽前山火山防災協議会)
 白老町 (樽前山火山防災協議会・倶多楽火山防災協議会)
 安平町 (樽前山火山防災協議会)
 厚真町 (樽前山火山防災協議会)
 むかわ町 (樽前山火山防災協議会)
 釧路市 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 美幌町 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 津別町 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 足寄町 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 鶴居村 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 白糠町 (雌阿寒岳火山防災協議会)
 東川町 (大雪山火山防災協議会)
 上川町 (大雪山火山防災協議会)
 登別市 (倶多楽火山防災協議会)
 弟子屈町 (アトサヌプリ火山防災協議会・雌阿寒岳火山防災協議会)
 清里町 (アトサヌプリ火山防災協議会)
 函館市 (恵山火山防災協議会)

【北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会】**【研究機関】**

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所
 国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所

【有識者】